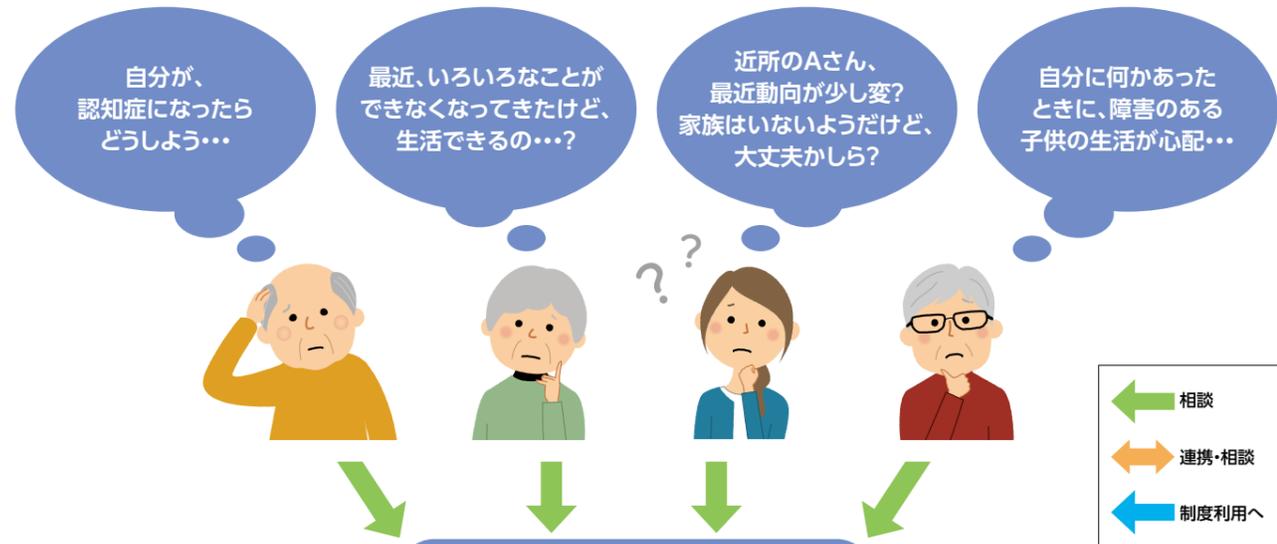


# こんなとき、どうしたらいい??

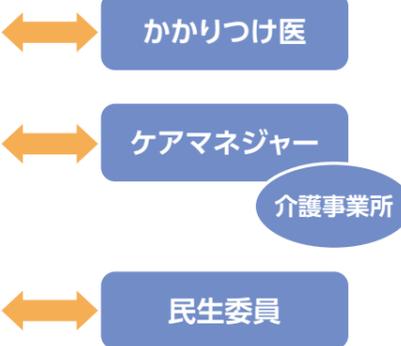


地域包括支援センターは、お住まいの地域によって窓口が異なります。

入間川・入間川東	☎2955-1114
富士見・中央	☎2941-4061
入曽	☎2950-5300
水野	☎2937-7871
堀兼・奥富・新狭山	☎2933-7117
柏原・水富	☎2933-6888
狭山台	☎2999-3801

問い合わせ先が分からない場合は、長寿安心課へご連絡ください。

**まずはここに相談を!**  
**地域包括支援センター**  
 地域包括支援センターは、地域で生活する高齢者の相談窓口です。もちろん、成年後見制度の相談もこちらでお受けします。お近くの地域包括支援センターへご相談ください。相談内容を分析・整理して、さやま成年後見センターへつなぎます。



**社会福祉協議会**  
**さやま成年後見センター**  
 富士見1-1-11 狭山市社会福祉協議会狭山市駅前口事務所内 ☎2956-7665  
 成年後見制度につなげてあなた自身や家族の権利を守ります



**高齢者の心配ごと相談は地域包括支援センターへ**  
 「云話がかみ合わない」「預金の下ろし方が分からない人がいる」など、近所の見守りの中での情報を民生委員や地域の方が地域包括支援センターに連絡してくれます。私たちは、このような情報によって、1人暮らしの高齢者の認知症に気付くことができている。対応が必要な方には、さやま成年後見センターなどの機関と連携して成年後見制度につなげることもあります。保証人がいなくても、介護サービスや施設との契約などを後見人が代わって行うことができ、これは、この制度のメリットと言えますね。  
 地域包括支援センターは、高齢者の方の相談窓口です。お気軽にご利用ください。

問合せ 障害のある方は障害者福祉課へ 内線1594 高齢者の方は長寿安心課へ 内線1572

自分は大丈夫と思いがち

金銭や財産の管理が出来なくなるかもしれない

# 自分と家族の生活や財産を守るための「成年後見制度」



成年後見制度は自分には関係ないと思っていませんか。成年後見制度は、自分や家族が認知症や障害などで物事を判断することが難しくなった時に、本人に代わって金銭の管理や福祉サービスなどの契約を行い、詐欺やトラブルに巻き込まれないよう支援する制度です。  
 今月は、成年後見制度と中核機関である「さやま成年後見センター」の役割についてお知らせします。



SDGsの関連アイコンを特集ページに標記しています

## 成年後見制度とは

認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な状態の方は、財産の管理や契約の手続きが難しい場合があります。その方たちを法律で守り、生活を支援するのが、成年後見制度です。

## 今すぐに支援が必要! 法定後見制度

既に判断能力が不十分な場合に、本人が配偶者、4親等以内の親族などの申し立てにより、家庭裁判所が適任と認める人を本人の支援者として選任する制度です。本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3種類に分けられます。

## 将来の不安に備える! 任意後見制度

現時点では判断能力が十分にあるが、自分が認知症などで判断能力が不十分になった場合に備えて、財産の管理や自分自身の保護に関する法律行為を本人に代わって行う人(任意後見人)と支援の範囲をあらかじめ決めておく制度です。

## さやま成年後見センター

私たちが制度利用のお手伝いをします



- さやま成年後見センターは、成年後見制度利用促進法に基づいた地域連携ネットワークの中核となる機関です。地域包括支援センターなどと連携して、自身や家族の権利を守ります。
- ① その人に合った制度や仕組みを活用できるよう一緒に考えます
  - ② 書類の書き方や内容の確認のほか、専門職を紹介するなど申し立てを支援します
  - ③ 親族後見人などからの相談を受けます
  - ④ 弁護士による権利擁護法律相談を行います
  - ⑤ 成年後見制度などの講座を開催します
- 成年後見制度については、まずお近くの地域包括支援センターにご相談ください。地域包括支援センターと状況を分析・整理して制度の利用へつなげます。

※撮影のため一部マスクを外しています